

1. 個別中間財務諸表等

1-1 比較中間貸借対照表

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		1,325,303		685,315		600,567	
2 売掛金		3,059,562		3,077,714		3,233,188	
3 たな卸資産		17,146		4,609		11,249	
4 立替金	※1	2,309,501		—		2,510,864	
5 短期貸付金		—		2,414,747		—	
6 その他		245,851		379,258		460,559	
7 貸倒引当金		△30,417		△25,185		△29,905	
流動資産合計		6,926,949	40.4	6,536,460	42.8	6,786,525	38.5
II 固定資産							
1 有形固定資産	※2	178,893	1.0	233,483	1.5	237,206	1.3
2 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		402,804		395,833		457,985	
(2) ソフトウェア仮勘定		92,218		83,522		43,646	
(3) その他		1,167	2.9	1,167	3.2	1,167	2.9
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		4,354,684		7,077,288		4,483,760	
(2) 長期貸付金		4,634,277		—		4,807,619	
(3) 敷金		397,969		419,337		419,337	
(4) その他		157,985		526,491		399,143	
(5) 貸倒引当金		△3,202	55.7	—	52.5	—	57.3
固定資産合計		10,216,800	59.6	8,737,124	57.2	10,849,867	61.5
資産合計		17,143,749	100.0	15,273,584	100.0	17,636,393	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債	※1						
1 買掛金		1,172,601		1,313,060		1,351,533	
2 短期借入金		—		2,449,747		—	
3 未払金		2,541,251		293,497		2,687,564	
4 未払法人税等		372,322		18,388		281,032	
5 賞与引当金		30,000		81,210		53,360	
6 その他		37,576		55,376		81,749	
流動負債合計		4,153,752	24.2	4,211,280	27.6	4,455,240	25.3
負債合計		4,153,752	24.2	4,211,280	27.6	4,455,240	25.3
(資本の部)							
I 資本金		5,426,925	31.7	—	—	5,451,700	30.9
II 資本剰余金							
資本準備金		3,059,604		—	—	3,084,379	
その他資本剰余金		2,424,016		—	—	2,424,016	
資本剰余金合計		5,483,621	32.0	—	—	5,508,395	31.2
III 利益剰余金							
中間(当期)未処分利益		1,839,311		—	—	1,980,917	
利益剰余金合計		1,839,311	10.7	—	—	1,980,917	11.2
IV その他有価証券評価差額金		240,138	1.4	—	—	240,138	1.4
資本合計		12,989,997	75.8	—	—	13,181,152	74.7
負債資本合計		17,143,749	100.0	—	—	17,636,393	100.0
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		—	—	5,503,317	36.0	—	—
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		—	—	3,135,995		—	—
(2) その他資本剰余金		—	—	2,424,016		—	—
資本剰余金合計		—	—	5,560,012	36.4	—	—
3 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		—	—	△4,581		—	—
利益剰余金合計		—	—	△4,581	△0.0	—	—
株主資本合計		—	—	11,058,748	72.4	—	—
II 新株予約権		—	—	3,555	0.0	—	—
純資産合計		—	—	11,062,304	72.4	—	—
負債純資産合計		—	—	15,273,584	100.0	—	—

1-2 比較中間損益計算書

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)
I 売上高		6,129,319	100.0	6,567,211	100.0	12,731,139	100.0
II 売上原価		3,977,852	64.9	4,072,787	62.0	8,164,788	64.1
売上総利益		2,151,467	35.1	2,494,424	38.0	4,566,350	35.9
III 販売費及び一般管理 費		1,911,558	31.2	2,040,943	31.1	4,119,540	32.4
営業利益		239,909	3.9	453,480	6.9	446,809	3.5
IV 営業外収益	※1	84,899	1.4	94,942	1.5	349,975	2.7
V 営業外費用	※2	30,939	0.5	346,262	5.3	33,239	0.2
経常利益		293,869	4.8	202,160	3.1	763,545	6.0
VI 特別利益	※3	923,000	15.1	—	—	923,000	7.3
VII 特別損失	※4	546,111	8.9	1,998,112	30.4	864,732	6.8
税引前中間(当期)純 利益又は税引前中間純 損失		670,757	11.0	△1,795,951	△27.3	821,813	6.5
法人税、住民税及び事 業税		353,305		4,336		610,667	
過年度法人税等		—		46,875		—	
法人税等調整額		79,109	7.1	99,796	2.3	△168,802	3.5
中間(当期)純利益又 は中間純損失(△)		238,342	3.9	△1,946,960	△29.6	379,948	3.0
前期繰越利益		1,600,968		—		1,600,968	
中間(当期)未処分利 益		1,839,311		—		1,980,917	

売上構成

(千円未満切捨)

サービス項目	前中間会計期間 自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日		当中間会計期間 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日		前事業年度 自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日	
	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
モバイル・コンテンツ事業	5,142,379	83.9	5,739,900	87.4	10,808,843	84.9
マーケティング・ソリューシ ョン事業	881,685	14.4	648,612	9.9	1,641,827	12.9
Eコマース事業	101,805	1.7	154,453	2.4	253,729	2.0
広告事業	685	0.0	24,244	0.3	22,406	0.2
海外事業	2,764	0.0	—	—	4,331	—
合計	6,129,319	100.0	6,567,211	100.0	12,731,139	100.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

1-3 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成18年3月31日 残高 (千円)	5,451,700	3,084,379	2,424,016	5,508,395	1,980,917	1,980,917	12,941,012	
中間会計期間中の変動額								
新株の発行 (千円)	51,616	51,616	—	51,616	—	—	103,232	
剰余金の配当 (千円)	—	—	—	—	△38,538	△38,538	△38,538	
中間純損失 (千円)	—	—	—	—	△1,946,960	△1,946,960	△1,946,960	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額 (純額) (千円)	—	—	—	—	—	—	—	
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	51,616	51,616	—	51,616	△1,985,498	△1,985,498	△1,882,265	
平成18年9月30日 残高 (千円)	5,503,317	3,135,995	2,424,016	5,560,012	△4,581	△4,581	11,058,748	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日 残高 (千円)	240,138	240,138	—	13,181,152
中間会計期間中の変動額				
新株の発行 (千円)	—	—	—	103,232
剰余金の配当 (千円)	—	—	—	△38,538
中間純損失 (千円)	—	—	—	△1,946,960
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額 (純額) (千円)	△240,138	△240,138	3,555	△236,583
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	△240,138	△240,138	3,555	△2,118,848
平成18年9月30日 残高 (千円)	—	—	3,555	11,062,304

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>② その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格に基づく時価法 (評価差額は、全部資本直 入法により処理し、売却原 価は移動平均法により算定 しております。)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) デリバティブ 時価法</p> <p>(3) たな卸資産 商品 : 移動平均法による原価 法 仕掛品 : 個別法による原価法</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。ただ し、建物(附属設備を除く)につ いては定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとお りであります。</p> <p>建物 8～50年 器具及び備品 5～6年</p> <p>(2) 無形固定資産 ソフトウェア(自社利用) 定額法によっており、利用可能 期間は3年であります。</p> <p>3 繰延資産の処理方法</p> <p>(1) 新株発行費 支出時に全額費用として計上し ております。</p> <hr/> <p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備え るため、一般債権については貸倒 実績率により、貸倒懸念債権等特 定の債権については個別に回収可 能性を勘案し、回収不能見込額を 計上しております。</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>② その他有価証券 時価のあるもの 同左 (評価差額は、全部純資 産直入法により処理し、売 却原価は移動平均法により 算定しております。)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 商品 : 同左 仕掛品 : 同左</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>3 繰延資産の処理方法</p> <p>(1) 新株発行費 同左</p> <p>(2) 株式交付費 支出時に全額費用として計上し ております。</p> <p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>① 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>② その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく 時価法 (評価差額は、全部資本直 入法により処理し、売却原 価は移動平均法により算定 しております。)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) たな卸資産 商品 : 同左 仕掛品 : 同左</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>3 繰延資産の処理方法</p> <p>(1) 新株発行費 同左</p> <hr/> <p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>5 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>6 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>5 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 同左</p> <p>6 リース取引の処理方法 同左</p> <p>7 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 同左</p>	<p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、翌期の賞与支給見込額のうち当期に帰属する部分の金額を計上しております。</p> <p>5 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>6 リース取引の処理方法 同左</p> <p>7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>固定資産の減損に係る会計基準 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審査会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>	<p>固定資産の減損に係る会計基準 当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審査会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>
<p>—————</p>	<p>貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。 従来の方法によった場合の資本の部の合計に相当する金額は11,058,748千円であります。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>
<p>—————</p>	<p>ストック・オプション等に関する会計基準等 当中間会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号 平成17年12月27日）及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第11号平成18年5月31日）を適用しております。これにより、営業利益及び経常利益が3,555千円減少し、税引前中間純損失が同額増加しております。</p>	<p>—————</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)
<p>(中間貸借対照表)</p> <p>前中間会計期間において流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「立替金」(前中間会計期間末6,046千円)については、資産総額の100分の5を超えたため、当中間会計期間より区分掲記しております。</p> <p>前中間会計期間において固定資産の投資その他の資産「その他」に含めて表示しておりました「長期貸付金」(前中間会計期間末37,070千円)については、資産総額の100分の5を超えたため、当中間会計期間より区分掲記しております。</p>	<p>(中間貸借対照表)</p> <p>前中間会計期間まで区分掲記しておりました「立替金」(当中間会計期間末33,287千円)は、資産の合計額の100分の5以下となったため、流動資産の「その他」に含めて表示することにいたしました。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>※1 当中間会計期間末の立替金及び未払金の中には、連結子会社CYB INVESTMENT INC.が、Airborne Entertainment Inc.株式を取得するために、当社が立替えた2,260,200千円が含まれております。</p> <p>※2 有形固定資産の減価償却累計額 107,178千円</p> <p>3 当座借越契約 当社においては、運転資金の効率的な調達、及び子会社であるCYB INVESTMENT INC.におけるAirborne Entertainment Inc.の取得代金の未払金支出に備えるため、取引銀行5行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金実行残高等は次のとおりであります。 当座借越極度額 6,500百万円 借入実行残高 一百万円</p> <p>4 偶発債務 Airborne Entertainment Inc.の旧株主に対して剰余収益受領権を付与し、同社の2006年度業績計画の達成状況に応じ、17百万USDを上限として、その0%~100%分につき、米国現地法人CYB INVESTMENT INC.を通じ付加的な支払いを実施する予定です。</p>	<p>—————</p> <p>※2 有形固定資産の減価償却累計額 117,818千円</p> <p>3 当座借越契約 当社においては、運転資金の効率的な調達のため、取引銀行4行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金実行残高等は次のとおりであります。 当座借越極度額 4,500百万円 借入実行残高 100百万円</p> <p>4 偶発債務 同左</p>	<p>※1 当会計期間末の立替金及び未払金の中には、連結子会社CYB INVESTMENT INC.が、Airborne Entertainment Inc.株式を取得するために、当社が立替えた2,350,000千円が含まれております。</p> <p>※2 有形固定資産の減価償却累計額 99,168千円</p> <p>3 当座借越契約 当社においては、運転資金の効率的な調達、及び子会社であるCYB INVESTMENT INC.におけるAirborne Entertainment Inc.の取得代金の未払金支出に備えるため、取引銀行4行と当座借越契約を締結しております。 当事業年度末における当座借越契約に係る借入金実行残高等は次のとおりであります。 当座借越極度額 6,500百万円 借入実行残高 一百万円</p> <p>4 偶発債務 同左</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
※1 営業外収益のうち重要なもの 受取利息 12,475千円 受取配当金 14,857千円 為替差益 56,207千円	※1 営業外収益のうち重要なもの 受取利息 77,423千円 受取配当金 17,333千円	※1 営業外収益のうち重要なもの 受取利息 13,287千円 受取配当金 14,918千円 為替差益 313,532千円
※2 営業外費用のうち重要なもの 新株予約権信託費用 11,512千円 新株発行費 19,411千円	※2 営業外費用のうち重要なもの 支払利息 36,520千円 為替差損 309,742千円	※2 営業外費用のうち重要なもの 新株予約権信託費用 新株発行費 18,720円
※3 特別利益のうち重要なもの 投資有価証券売却益 923,000千円	—————	※3 特別利益のうち重要なもの 投資有価証券売却益 923,000千円
※4 特別損失のうち重要なもの 投資有価証券評価損 493,894千円 ソフトウェア評価損 52,217千円	※4 特別損失のうち重要なもの 関係会社株式評価損 1,939,184千円 ソフトウェア評価損 47,864千円	※4 特別損失のうち重要なもの 関係会社株式評価損 578,391千円 ソフトウェア評価損 70,556千円 関係会社株式売却損 209,660千円
5 減価償却実施額 有形固定資産 10,226千円 無形固定資産 128,841千円	5 減価償却実施額 有形固定資産 18,649千円 無形固定資産 140,009千円	5 減価償却実施額 有形固定資産 25,117千円 無形固定資産 276,199千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

① リース取引

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)																																																																																																												
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記</p> <p>①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>553,544</td> <td>262,813</td> <td>290,731</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>20,965</td> <td>11,314</td> <td>9,650</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>574,509</td> <td>274,127</td> <td>300,381</td> </tr> </tbody> </table> <p>②未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">218,183千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">288,483千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">506,666千円</td> </tr> </table> <p>③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">85,332千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">77,785千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">9,036千円</td> </tr> </table> <p>④減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>⑤利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <table> <tr> <td>未経過リース料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">329,925千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">164,962千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">494,887千円</td> </tr> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	有形固定資産	553,544	262,813	290,731	ソフトウェア	20,965	11,314	9,650	合計	574,509	274,127	300,381	1年内	218,183千円	1年超	288,483千円	合計	506,666千円	支払リース料	85,332千円	減価償却費相当額	77,785千円	支払利息相当額	9,036千円	未経過リース料		1年内	329,925千円	1年超	164,962千円	合計	494,887千円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記</p> <p>①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>561,954</td> <td>254,868</td> <td>307,085</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>23,044</td> <td>7,061</td> <td>15,982</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>584,998</td> <td>261,929</td> <td>323,068</td> </tr> </tbody> </table> <p>②未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">149,766千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">198,679千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">348,446千円</td> </tr> </table> <p>③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">103,168千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">86,791千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">9,719千円</td> </tr> </table> <p>④減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>⑤利息相当額の算定方法 同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <table> <tr> <td>未経過リース料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">165,227千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">283千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">165,510千円</td> </tr> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	有形固定資産	561,954	254,868	307,085	ソフトウェア	23,044	7,061	15,982	合計	584,998	261,929	323,068	1年内	149,766千円	1年超	198,679千円	合計	348,446千円	支払リース料	103,168千円	減価償却費相当額	86,791千円	支払利息相当額	9,719千円	未経過リース料		1年内	165,227千円	1年超	283千円	合計	165,510千円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記</p> <p>①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>626,650</td> <td>303,055</td> <td>323,595</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>24,465</td> <td>14,250</td> <td>10,214</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>651,115</td> <td>317,305</td> <td>333,810</td> </tr> </tbody> </table> <p>②未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">146,479千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">214,185千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">360,664千円</td> </tr> </table> <p>③支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">181,704千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">165,098千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">18,667千円</td> </tr> </table> <p>④減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>⑤利息相当額の算定方法 同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <table> <tr> <td>未経過リース料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年内</td> <td style="text-align: right;">330,194千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">414千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">330,608千円</td> </tr> </table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	有形固定資産	626,650	303,055	323,595	ソフトウェア	24,465	14,250	10,214	合計	651,115	317,305	333,810	1年内	146,479千円	1年超	214,185千円	合計	360,664千円	支払リース料	181,704千円	減価償却費相当額	165,098千円	支払利息相当額	18,667千円	未経過リース料		1年内	330,194千円	1年超	414千円	合計	330,608千円
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																																																																																											
有形固定資産	553,544	262,813	290,731																																																																																																											
ソフトウェア	20,965	11,314	9,650																																																																																																											
合計	574,509	274,127	300,381																																																																																																											
1年内	218,183千円																																																																																																													
1年超	288,483千円																																																																																																													
合計	506,666千円																																																																																																													
支払リース料	85,332千円																																																																																																													
減価償却費相当額	77,785千円																																																																																																													
支払利息相当額	9,036千円																																																																																																													
未経過リース料																																																																																																														
1年内	329,925千円																																																																																																													
1年超	164,962千円																																																																																																													
合計	494,887千円																																																																																																													
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																																																																																											
有形固定資産	561,954	254,868	307,085																																																																																																											
ソフトウェア	23,044	7,061	15,982																																																																																																											
合計	584,998	261,929	323,068																																																																																																											
1年内	149,766千円																																																																																																													
1年超	198,679千円																																																																																																													
合計	348,446千円																																																																																																													
支払リース料	103,168千円																																																																																																													
減価償却費相当額	86,791千円																																																																																																													
支払利息相当額	9,719千円																																																																																																													
未経過リース料																																																																																																														
1年内	165,227千円																																																																																																													
1年超	283千円																																																																																																													
合計	165,510千円																																																																																																													
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																																																																																											
有形固定資産	626,650	303,055	323,595																																																																																																											
ソフトウェア	24,465	14,250	10,214																																																																																																											
合計	651,115	317,305	333,810																																																																																																											
1年内	146,479千円																																																																																																													
1年超	214,185千円																																																																																																													
合計	360,664千円																																																																																																													
支払リース料	181,704千円																																																																																																													
減価償却費相当額	165,098千円																																																																																																													
支払利息相当額	18,667千円																																																																																																													
未経過リース料																																																																																																														
1年内	330,194千円																																																																																																													
1年超	414千円																																																																																																													
合計	330,608千円																																																																																																													

② 有価証券

前中間会計期間（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
関連会社株式	3,528,585千円	3,813,348千円	284,763千円

当中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものは、ありません。

前会計年度（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
関連会社株式	3,528,585千円	2,513,343千円	△1,015,242千円

（1株当たり情報）

前中間会計期間 （自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）	当中間会計期間 （自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）	前事業年度 （自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）
1株当たり純資産額 56,365円	1株当たり純資産額 47,791円	1株当たり純資産額 57,118円
1株当たり中間純利益金額 1,091円	1株当たり中間純損失金額 8,417円	1株当たり当期純利益金額 1,693円
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 1,071円	潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、中間純損失が計上されているため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 1,666円

（注） 1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前中間会計期間 （自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）	当中間会計期間 （自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）	前事業年度 （自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）
1株当たり中間（当期）純利益金額			
中間（当期）純利益又は純損失 （千円）	238,342	△1,946,960	379,948
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—	—
普通株式に係る中間（当期）純利益 又は純損失（千円）	238,342	△1,946,960	379,948
期中平均株式数（株）	218,292	231,301	224,396

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																		
		<p>1. 株式会社JIMOSとの株式交換</p> <p>当社（以下、「サイバード」）と株式会社JIMOS（以下、「JIMOS」）は、平成18年5月15日開催の両社の取締役会の決議を経て、平成18年10月1日を期して、サイバードが株式交換によりJIMOSを完全子会社とする株式交換契約を締結いたしました。</p> <p>(1) 株式交換の目的</p> <p>モバイルにより集客した顧客基盤を活用し、コマース事業の拡大を目指したJIMOSとサイバードは、平成17年3月1日、包括的な業務・資本提携を締結。双方の持つ特性、競争力、経営資源を融合させ、資本統合（持株会社設立等）・グループ経営等も視野に入れながら、統合への検討を重ねてまいりました。その結果両社は、更なる事業の拡大と多角化、収益力向上を目指し、平成18年3月14日付にて両社対等の精神に基づき、持株会社体制による経営統合を実施することで基本合意いたしました。本株式交換は、経営統合のスキームにおいて活用するものであります。具体的には、持株会社体制への移行にあたり、株式交換を活用してJIMOSをサイバードの完全子会社といたします。併せて会社分割制度の活用により、サイバードを持株会社(商号「株式会社サイバードホールディングス」)とし、既存のサイバードの事業を新設会社(商号「株式会社サイバード」)に承継し、新設会社及びJIMOSをいずれも持株会社の完全子会社とするものであります。</p> <p>(2) 株式交換の条件等</p> <p>①株式交換の日程</p> <table border="0"> <tr> <td>平成18年3月14日</td> <td>経営統合に関する基本合意書締結</td> </tr> <tr> <td>平成18年3月31日</td> <td>サイバード 定時株主総会基準日</td> </tr> <tr> <td>平成18年4月28日</td> <td>JIMOS 臨時株主総会基準日</td> </tr> <tr> <td>平成18年5月15日</td> <td>株式交換契約書の締結</td> </tr> <tr> <td>平成18年6月29日</td> <td>サイバード 株式交換契約書承認の定時株主総会</td> </tr> <tr> <td>平成18年6月30日</td> <td>JIMOS 株式交換契約書承認の臨時株主総会(予定)</td> </tr> <tr> <td>平成18年9月26日</td> <td>上場廃止日(JIMOS)(予定)</td> </tr> <tr> <td>平成18年9月30日</td> <td>株券提出期間満了日(予定)</td> </tr> <tr> <td>平成18年10月1日</td> <td>株式交換の効力発生日(予定)</td> </tr> </table>	平成18年3月14日	経営統合に関する基本合意書締結	平成18年3月31日	サイバード 定時株主総会基準日	平成18年4月28日	JIMOS 臨時株主総会基準日	平成18年5月15日	株式交換契約書の締結	平成18年6月29日	サイバード 株式交換契約書承認の定時株主総会	平成18年6月30日	JIMOS 株式交換契約書承認の臨時株主総会(予定)	平成18年9月26日	上場廃止日(JIMOS)(予定)	平成18年9月30日	株券提出期間満了日(予定)	平成18年10月1日	株式交換の効力発生日(予定)
平成18年3月14日	経営統合に関する基本合意書締結																			
平成18年3月31日	サイバード 定時株主総会基準日																			
平成18年4月28日	JIMOS 臨時株主総会基準日																			
平成18年5月15日	株式交換契約書の締結																			
平成18年6月29日	サイバード 株式交換契約書承認の定時株主総会																			
平成18年6月30日	JIMOS 株式交換契約書承認の臨時株主総会(予定)																			
平成18年9月26日	上場廃止日(JIMOS)(予定)																			
平成18年9月30日	株券提出期間満了日(予定)																			
平成18年10月1日	株式交換の効力発生日(予定)																			

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
		<p>②株式交換比率</p> <p>JIMOSの株式交換の日の前日の最終の株主名簿、及び実質株主名簿に記載または記録された株主、及び実質株主に対し、JIMOSの普通株式1株に対して、サイバードの普通株式1.17株を割当交付します。ただし、サイバードが保有するJIMOSの普通株式12,381株については割当て交付を行いません。</p> <p>③株式交換によりサイバードが発行する新株式数</p> <p>普通株式： 57,545株</p> <p>なお、上記株式数は、平成18年3月31日現在のJIMOSの発行済株式数を基準に算出したものであり、新株予約権の権利行使により、増加する可能性があります。</p> <p>(3) 株式会社JIMOSの概要</p> <p>代表者 小村 富士夫</p> <p>資本金 1,176百万円 (平成17年12月末現在)</p> <p>本店所在地 福岡県福岡市中央区天神1丁目4番2号</p> <p>①主な事業内容 通信販売業、卸売業、通販支援事業、その他事業</p> <p>②売上高及び当期純利益 (平成17年6月期：連結ベース)</p> <p>売上高 12,641百万円 当期純利益 753百万円</p> <p>③資産、負債、資本の状況 (平成17年6月末日：連結ベース)</p> <p>資産合計 6,960百万円 負債合計 1,874百万円 資本合計 5,086百万円</p>

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)						
		<p>2. 会社分割による当社既存事業の分社化</p> <p>当社は、平成18年5月15日開催の取締役会において、平成18年10月2日を分割の効力発生日として当社の既存事業を分社化し、当該事業を新設会社に承継することにより持株会社体制に移行することを決議しました。</p> <p>(1) 会社分割の目的</p> <p>今回の新設分割による会社分割は、当社の既存事業を分割により新設される新設会社に承継し、当社が、株式会社JIMOS及び当該新設会社を完全子会社とする持株会社へ移行することを目的としております。</p> <p>(2) 会社分割の要旨</p> <p>①分割の日程</p> <table data-bbox="1007 913 1393 1061"> <tr> <td>平成18年5月15日</td> <td>分割計画書承認取締役会</td> </tr> <tr> <td>平成18年6月29日</td> <td>分割計画書承認の定時株主総会</td> </tr> <tr> <td>平成18年10月2日</td> <td>分割登記日(予定)</td> </tr> </table> <p>②分割の方式</p> <p>平成18年10月2日を分割効力発生日として、当社を分割会社、新設会社を承継会社とする新設分割を行います。</p> <p>③株式の割当</p> <p>新設会社が設立に際し発行する普通株式7,000株の全てを分割会社である当社に割当てます。</p> <p>④新設会社が承継する権利義務</p> <p>新設会社は、分割の効力発生日において、別途分割計画書に定める当社の資産、負債および契約の地位その他の権利義務を承継いたします。なお、当社から新設会社に対する債務の承継は、全て重疊的債務引受によります。</p> <p>(3) 分割する事業部門の内容</p> <p>当社の下記既存事業を新設会社へ承継いたします。</p> <p>モバイル・コンテンツ事業 マーケティング・ソリューション事業 Eコマース事業 広告事業 これらに附帯する事業の全部</p>	平成18年5月15日	分割計画書承認取締役会	平成18年6月29日	分割計画書承認の定時株主総会	平成18年10月2日	分割登記日(予定)
平成18年5月15日	分割計画書承認取締役会							
平成18年6月29日	分割計画書承認の定時株主総会							
平成18年10月2日	分割登記日(予定)							

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
		<p>3. 新たな買収防衛プラン導入に伴う新株予約権無償割当てに関する事項の決定の取締役会への委任</p> <p>平成18年6月29日開催の当社第8期定時株主総会において、当社の持続的な成長という目的を達成し、事業活動を通じた継続的な企業価値の向上を実現し、これに反する買収から株主の利益を守るための合理的な手段として、新たな買収防衛プランの導入に伴い新株予約権無償割当ての決定の取締役会への委任を決議いたしました。</p> <p>本プランの概要</p> <p>本プランは、当社株式の一定数以上の取得につき所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない取得がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該取得が当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益に反するものであると判断される場合には、かかる取得に対する対抗策として新株予約権を株主の皆様に無償で割り当てるものです。</p> <p>新株予約権の要項</p> <p>(1) 割当対象株主</p> <p>当社取締役会が公告した日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。</p> <p>(2) 発行する新株予約権の総数</p> <p>割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である株式の種類および数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の目的である株式の種類 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。 ・新株予約権の目的である株式の数 新株予約権の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株とする。ただし、(4)により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
		<p>(4) 新株予約権の目的である株式の数の調整 当社が、新株予約権の割当期日後、当社株式の分割もしくは併合、合併または会社分割を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨およびその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数およびその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知または定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知または公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p> <p>(5) 新株予約権の払込金額 無償とする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 新株予約権1個の行使に際して出資される財産(金銭とする。)の価額(以下「行使価額」という。)は、1円とする。新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(7) 新株予約権の行使期間 新株予約権の割当期日から120日以内の期間で当社取締役会が定める期間とする。ただし、(9)に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当該取得日の前日までとし、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
		<p>(8) 新株予約権の行使の条件</p> <p>①本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。</p> <p>a. 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の保有者、公開買付者または保有者かつ公開買付者である者であって、</p> <p>I 当該保有者が保有する当社の株券等および当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計</p> <p>II 当該公開買付者が保有もしくはは保有することとなる当社の株券等および当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計</p> <p>III 当該保有者かつ公開買付者である者が保有もしくはは保有することとなる当社の株券等および当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者ならびに当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計</p> <p>のいずれかが、20%を超える者をいう。</p> <p>b. 「保有」とは、証券取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。</p> <p>c. 「保有者」とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。</p> <p>d. 「公開買付者」とは、証券取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいう。</p> <p>e. 「保有者かつ公開買付者」とは、保有者が同時に公開買付者である場合の当該保有者をいう。</p> <p>f. 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
		<p>g. 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除く。</p> <p>h. 「株券等保有割合」とは、証券取引法第27条の2第3第4項に規定する株券等保有割合をいう。</p> <p>i. 「敵対的性質が典型的に存しない者」とは、</p> <p>I 当社または当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）または関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）</p> <p>II 不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と当社取締役会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内（ただし、当社取締役会はこの期間を延長できる。）にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者</p> <p>III 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定期株式保有者になった者であると当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）</p> <p>IV 当社の特定期株式保有者となったとしても当社の企業価値および株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値および株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）</p> <p>のいずれかに該当する者をいう。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
		<p>j. 「買付け等」とは、証券取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいう。</p> <p>k. 「株券等」とは、証券取引法第27条の2第3第1項に規定する株券等をいう。ただし、証券取引法第27条の2第1項に規定する株券等を除く。</p> <p>②以下に定める者は新株予約権を行使することができない。 特定株式保有者、その共同保有者、その特別関係者もしくはこれらの者から新株予約権を取得した者（ただし、取得につき当社取締役会の承認を得た者を除く。）またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配されもしくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者</p> <p>③適用ある法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が所定の手続の履行もしくは所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足またはその双方（以下「現地法手続要件」と総称する。）なくして新株予約権を行使した場合には法令に違反または抵触することになるときは、当該管轄地域に所在する者は、当該手続または条件がすべて履行または充足されたことを立証した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる手続または条件については、当社はこれを履行または充足する義務を負わない。また、当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使することが法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができないものとする。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
		<p>④上記③にかかわらず、米国に所在する者は、</p> <p>I 当社に対し、自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明かつ保証し、かつ</p> <p>II その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売を株式会社ジャスダック証券取引所における普通取引(ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションDおよび米国州法に係る手続または条件を履行または充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記IおよびIIを充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使をすることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができないものとする。</p> <p>⑤上記②ないし④の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。</p> <p>⑥各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
		<p>(9) 当社による新株予約権の取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、新株予約権の行使期間の開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。 ・当社は、会社法第274条第1項および第2項に規定される当社取締役会の決定により、(7)の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、(8)に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。 <p>(10) 新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使</p> <p>当社が定める基準日後に、新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。</p> <p>(11) 新株予約権の譲渡に関する事項</p> <p>新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。なお、譲渡人が日本国外に所在する者であって、(8)の③および④の規定により新株予約権を行使することができない者であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡に関し譲渡人により譲受人が作成し署名または記名捺印した確認書(下記②ないし④についての表明保証条項、補償条項および違約金条項を含む。)が提出されていること ② 譲渡人および譲受人が(8)の②に定める者に該当しないこと ③ 譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないこと ④ 譲受人が上記②および③に定めるいずれかの者のために譲受しようとしている者ではないこと

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
		<p>(12) 合併、会社分割、株式交換または株式移転の場合における新株予約権の交付およびその条件 新株予約権の無償割当てに係る取締役会決議において当社取締役会が決定する。</p> <p>(13) 新株予約権証券の不発行 新株予約権証券は、発行しない。</p> <p>(14) 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金 新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金は、行使価額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。</p> <p>(15) 新株予約権の行使請求および払込の方法 新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印した上、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類ならびに会社法、証券取引法およびその関連法規（日本証券業協会および本邦証券取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を（7）に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。</p> <p>(16) 新株予約権行使の効力発生時期等 新株予約権の行使の効力は、（15）の行使請求書および添付書類が行使請求受付場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が指定口座に入金された時に生じるものとする。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
		<p>(17) 法令の改正等 新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正または廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正または廃止の趣旨および文言を勘案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。</p> <p>4. 連結子会社の増資 平成18年6月19日開催の当社取締役会において、米国子会社であるCYB INVESTMENT INC. について当面の為替リスク軽減及び当社グループの海外事業方針に基づき増資（当社全額引受）を行い、また、従来の貸付金（40,490,000USD）については返済を受ける旨の決議しております。</p> <p>概要 ①商号 CYB INVESTMENT INC. ②所在地 米国デラウェア州 ③増資の額 43,300,000USD ④実行予定日 平成18年6月30日</p>